

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成24年12月25日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災特別介護援護事業（愛媛労災特別介護施設）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者（労働者災害補償保険法に基づく傷病又は障害等級が第1級から第3級までの者であって、満60才以上の被災労働者。）に対して、国が全国8か所に設置した労災特別介護施設（通称：ケアプラザ）のうち、愛媛労災特別介護施設（以下「施設」という。）において、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護を実施することを目的とした事業である。

(3) 業務の内容

本事業の目的を達成するため、以下の業務を行う。

高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務

重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務

事業管理組織の業務

各種対策業務

附帯業務

その他本事業を行うに当たり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。）

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災特別介護援護事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成24年12月25日（火）～平成25年1月28日（月）

（土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）

10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

(2) 場所 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第一係 担当：山崎
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX：03-3920-0247

(3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催
企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時 平成25年1月15日(火)11時
(2) 場所 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎2階会議室 担当：山崎
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX：03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答
質問は、下記によりFAX(A4、様式任意)にて受け付ける。

(1) 受付先 4(2)に同じ
(2) 受付期間 平成25年1月28日(月)までの10:00~17:00
(3) 回答 平成25年1月30日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成25年2月1日(金)17時
(2) 提出先 4(2)に同じ
(3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送(簡易書留に限る)による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の評価結果

提出された企画書等の評価結果については、2月中旬頃に別途通知する。

10 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 契約保証金 免除
(3) 暴力団の排除 企画競争参加者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。企画競争参加者が、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した企画書等を無効とする。
(4) その他 詳細は、「労災特別介護援護事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 山崎

電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)

FAX : 03-3920-0247